

公 示

群馬県公立大学法人群馬県立県民健康科学大学学長の選考について

群馬県立県民健康科学大学学長選考に関する施行細則（平成30年4月1日）第2条の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学学長の選考について、下記のとおり公示する。

記

1 選考の方針

群馬県立県民健康科学大学学長選考等に関する規程その他本学関係諸規則の定めるところにより、学長の選考を行う。

（1）選考の理由

現学長の任期が令和9年3月31日で満了となるため

（2）学長の資格

人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者

（3）任期

令和9年4月1日から4年（再任を妨げない）とする。

※同一人による任期の上限は6年とする。

2 選考手続きの概要

（1）選考方法

学長選考会議に推薦された学長候補者に対し、学長選考会議が書類審査及び学長就任の意思、学長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行う。

（2）学長候補者となれる者

①経営審議会委員から学長選考会議に対して書面で推薦された者

②教育研究審議会委員から学長選考会議に対して書面で推薦された者

③大学の常勤職員10人以上から学長選考会議に書面により推薦された者

④学長選考会議委員から学長選考会議に対して書面により推薦された者

（3）学長候補者推薦にあたっての提出書類

群馬県立県民健康科学大学学長選考に関する施行細則第3条第1項各号に掲げる書類

3 選考日程

（1）公示

令和8年10月1日(木)

（2）推薦の受付期間

令和8年10月27日(火)から同年11月16日(月)まで

（3）書類提出先

群馬県立県民健康科学大学事務局総務会計係

（4）最終選考

令和8年12月に開催予定の学長選考会議において実施

令和8年10月1日

群馬県公立大学法人群馬県立県民健康科学大学学長選考会議